第260号

保安林指定の目的

飛砂の防備

保安林の所在場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九七、九八、九九の一

令和 一月二十日

告 目 示 次 政

〇右 ○漁船損害等補償法による加入区の指定の変更…………… 公 同..... 告 (都市計画課) … (構造政策課) 県下 同 同 課 : = : = : = : = :

同.....

(都市計画課) … 三

同

: 四

次のとおり告示する。

同

:

〇右 〇右

示

# 青森県告示第二十六号

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

令和三年一月二十日

る同条第一項の規定により告示する。

青森県知事 三 村 申

吾

第二百六十号

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村 次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。 

# 青森県告示第二十七号

計画公園事業を令和三年一月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、青森都市

令和三年一月二十日

青森県知事

三

村

申

吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業 (五・四・一号 青い森セントラルパーク)

 $\equiv$ 事業施行期間

令和三年一月二十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

青森市大字浦町字奥野及び字橋本並びに大字大野字片岡地内

易国間

2 使用の部分

青森市大字浦町字奥野地内 

# 青森県告示第二十八号

り、 て、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第三項の規定によ 昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号をもって指定した加入区につい

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

表中 昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号の一部を次のとおり改正する。

を削る。

下北郡風間浦村大字易国間の全区域

青森県告示第二十九号

次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第三項の規定によ 昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号をもって指定した加入区について、

**令和三年一月二十日** 

青森県知事 三 村 申

吾

昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号の一部を次のとおり改正する

表中

下風呂

下北郡風間浦村大字下風呂の全区域

を

風間浦 下北郡風間浦村大字下風呂、 大字易国間及び大字蛇浦の区域

に改め、

下北郡風間浦村大字蛇浦の全区域

"

蛇浦

を削る。

青森県告示第三十号

規定により、次の加入区においては、令和三年一月二十日をもって指定漁船を普通損 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の

害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

**令和三年一月二十日** 

青森県知事

三

村

申

吾

加入区の名称

易国間

蛇浦

公

# 農用地利用配分計画の認可

項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。 項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年一月二十日認可したので、同条第七 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

令和三年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

構 浩幸	花松悟	後沢 信英	沢井 清治	山谷陽子	木村 江里子	下山誓一	太田勝榮	太田勝榮	岡本 正栄	成田重樹	亀山 靖弘	神繁雄	松浦 紀代道	新岡博	新岡博	氏名又は名称は
上北郡七戸町	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	名称 住所又は所在地の設定等を受ける者
一筆	上北郡七戸町字沼頭一三五ほか三筆	か二筆 十和田市大字三本木字西金崎四三〇ほ	二筆十和田市大字沢田字寺ノ上一四三ほか	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石二〇二	七 北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二八	の二ほか一筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の一ほか一筆 ル津軽郡中泊町大字宮野沢字蛍沢七九	<ul><li>はか二筆</li><li>北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛍沢五一</li></ul>	ほか一筆つがる市稲垣町下繁田磯浮二○○の一	つがる市木造豊田常盤七○ほか四筆	か一筆つがる市稲垣町千年清姫一一〇の一ほ	つがる市稲垣町下繁田磯浮二一八	七四の一 東津軽郡平内町大字小豆沢字土井立一	六の一ほか二筆東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇	五ほか一筆東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇	賃借権の設定等を受ける土地

上北郡七戸町字後平二二一ほか七筆	上北郡七戸町	有限会社瀬川農場
上北郡七戸町字銀南木七四の一	上北郡七戸町	瀬川 左一
筆上北郡七戸町字金沢平三七の一ほか一	上北郡七戸町	楠浩幸
上北郡七戸町字菩提木一の一ほか五筆	上北郡七戸町	場 株式会社八甲田農
上北郡七戸町字高屋敷二の一ほか一筆	上北郡七戸町	久保 均
一筆上北郡七戸町字高屋敷七九の一四ほか	上北郡七戸町	久保 均

都市計画の変更案の縦覧

域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供す第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、弘前広域

画変更案について、知事に意見書を提出することができる。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

令和三年一月二十日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

都市計画の種類

都市計画の変更に係る土地の区域

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

- 除かれる土地の区域
- なし
- 2 追加される土地の区域

なし

縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課

弘前市都市整備部都市計

藤崎町建設課

大鰐町建設課

平川市建設部建設課

田舎館村建設課

令和三年一月二十一日から同年二月三日まで 縦覧期間

四

午前八時三十分から午後五時まで 縦覧時間

五.

# 都市計画の変更案の縦覧

用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の 都市計画区域の区域区分に関する都市計画を変更したいので、 区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。 市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、 同条第二項において準 弘前広域

画変更案について、 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計 知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

### 都市計画の種類

都市計画の変更に係る土地の区域 弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市 計画

1 除かれる土地の区域

市街化区域から除かれる区域

末広一丁目、 字神田三丁目、 大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、 弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、 大字境関一丁目、 四丁目、 五丁目、大字撫牛子二丁目、 大字福田一丁目、 大字大清水一丁目、三丁目、 大字福村字林元、字早稲田、 大字城東北四丁目、 大字浜の町北一丁目、 大 四

> 及び大字清野袋字岡部の各一部 丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、大字旭ケ丘一丁 大字茂森新町三丁目、 大字清富町、 大字緑ケ丘二丁目、 大字和田町、 三丁貝、 大字浜の町西一丁目、 大字清水二丁目、 大字藤代二丁目 大字樹木二丁

市街化調整区域から除かれる区域

三丁貝、 一丁貝、 高屋字本宮、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、 二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部 弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、三丁目、四丁目、 大字稔町、大字旭ケ丘一丁目、大字緑ケ丘一丁目、 大字若葉一丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、 二丁貝、 大字山崎二丁目、 五丁目、 大字清水 大字茜町

# 追加される土地の区域

2

市街化区域に追加される区域

一丁貝、 三丁目、大字稔町、大字旭ケ丘一丁目、大字緑ケ丘一丁目、二丁目、 高屋字本宫、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、 二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部 弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字 大字若葉一丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、 大字山崎二丁目、 大字清水

市街化調整区域に追加される区域

及び大字清野袋字岡部の各一部 丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、 大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、三丁目、 末広一丁目、 字神田三丁目、四丁目、 弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、 大字茂森新町三丁目、 大字清富町、 大字境関一丁目、大字福田一丁目、 大字緑ケ丘二丁目、三丁目、 五丁目、大字撫牛子二丁目、大字城東北四丁目、大字 大字和田町、 大字浜の町西一丁目、大字藤代二丁目 大字清水二丁目、 大字福村字林元、字早稲田、 大字浜の町北一丁目、大 大字旭ケ丘一丁 大字樹木二丁 四

### 三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、 弘前市都市整備部都市計画課

### 兀 縦覧期間

令和三年一 月 一十一日から同年二月三日まで

### ŦĹ 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

# 都市計画の変更案の縦覧

画変更案について、知事に意見書を提出することができる。 市計画区域の整備、 二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ケ所都 市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、六ケ所都 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和三年一月二十日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

都市計画の種類

都市計画の変更に係る土地の区域 六ケ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

1 除かれる土地の区域

2 追加される土地の区域

三

縦覧場所 青森県県土整備部都市計画課、六ケ所村政策推進課

縦覧期間

四

令和三年一月二十一日から同年二月三日まで

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

五.

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)